



補償三二コ三



U R L <https://www.shinnichi.co.jp> E-mail : shinnichi@shinnichi.co.jp

ISO 27001:2013

が最悪の場合、計画容
量の縮小や事業用地の
追加買収等も起こりか
ねません。また、土壌
汚染が発覚した土地の
位置次第では輪中堤の
ような構造物を施工す
る必要も出てくるかと
思います。

土壌汚染というものは、土地の正常な取引
価格の算定において減
価要因の一つとなるこ
とから、身近な問題と
して捉え、今後の業務
に従事したいと思いま
す。

(T・K)

事業損失業務 について

事業損失とは、公共事業の施行により発生する不可避免的な利益、損失又は損害のことをいいます。その対象となるのは事業を施行する起業地内の損失（土地収用や建物の移転等）を除外したものとし、反射的な利益や直接的な身体障害等は含まないものとされています。また、内容に応じて分類されており、①振動・騒音（重機等）、②水枯渇・汚濁（生活用水）、③地盤変動・掘削

補償と土木

私は、この春に当社の補償調査部に入社しました。補償業務について、入社後の4か月を全てまとめたとしても、この紙面で紹介することは難しいと思います。私は、大学や大学院では土木工学を専攻していました。補償コンサルタントの仕事は、実際的な内容は建

等) ④電波障害(TV受信)、⑤日照阻害(日陰)などがあります。

近年は各種インフラの整備や施設の建築・解体工事なども増えていきます。従って、その対象は非常に幅広く、都市部の建設工事では住宅地と隣り合わせになることも多くなりま

す。官民問わず多くの建設現場で工事が増えるごとに事業損失の対

象となる業務も増えて

いる傾向にあり、近隣

地域への環境対策は大

きな課題となっていま

す。

事業損失は昭和37年

に閣議了解された文書

において損失補償とは

に別され、土地収用法

が根拠とならず、予め

損害等の発生が確実に

予見される場合には事

前賠償をすることは差

し支えないとされてい

ます。そのため、運用

上の措置としては損失

の補償(賠償)ではな

く、現状回復の費用負

担を行うものと捉えられています。

負担額の内訳は損害が発生する以前の状態で戻すための復旧費用が計上されています。

費用負担には次のような認定要件が定められています。①当該工事と因果関係があること。②受忍すべき範囲を超えていること。③工事完了から１年以内の申出であること。

これは公共事業は皆の利益のために行っているもので、それが原因で発生した損失についてはある程度我慢すべきであるという考え方に基づいています。

その一方で私有財産に不利益を与えたのであれば、社会連帯の見地から特定個人が被った犠牲を他の社会構成員と平等に負担するという考え方であると言えます。

また、収用損失であれば対象となる当事者や補償物件が明らかで

築に關連した内容が多いですが、公共事業を施行する土木に深く結び付いた仕事でもあります。そこで、自らの備忘録も兼ねて土木に關連したことを散文的に述べたいと思います。

まず、「土木」という言葉の由来から述べます。「土木」という言葉の由来については諸説ありますが、『淮南子（えなんじ）』の一節に書かれている「築土構木」を省略したものが「土木」となった説が有名です。夏の暑さや冬の寒さに困る洞窟に住む民のために徳の高い人が土を盛り、木を組んで室屋を作ったところ、寒暑をしのげるようになったといったことが書かれています。ここまで、もつともら

しく淮南子の築土構木を由来とする説について述べましたが、淮南子が出版されるより3世紀前の文献ですでに「土木」という言葉が多く使われているようです。また、淮南子が由来とする説の根拠となる文献で最も古いものでも20世紀に入ってからのものであり、それ以前に淮南子を由来とする文献がないようです。従って、淮南子の築土構木を略したものが土木の語源であるとする説は正しくないのかもわかりません。しかし、淮南子の築土構木の考え方が現在の土木の考え方にとても当てはまりがいたため、この説が「土木」という言葉の由来として定着したと考えられます。土木という言葉の意

すが、事業損失の場合はその対象が起業地外（第三者）に存在することになり、事前に損失が発生するかどうかとも分かりません。工事との因果関係も含めて、費用負担の認定には慎重さが求められます。

「損失補償」とは、国又は公共団体の適法な行政活動の結果、特定の個人に発生した財産的損失を補填するために、公平な負担という見地から、その補償を国又は公共団体に対して請求する制度のことをいいます。

「国家賠償」とは、国又は公共団体における公務員がその職務を行うにあたって、故意又は過失によって「違法」に他人に損害を与えたときに、国又は公共団体が責任を負うことをいいます。

国家賠償と損失補償では「違法」な行為を前提としているか、「適法」な行為を前提

としてゐるかという部分で大きな違いがあります。

違法行為による損害の賠償を求める制度である国家賠償には「国家賠償法」の第1条、第2条に「損害賠償責任」があります。第1条は公権力の行使について故意または過失により他人に損害を与えた場合（過失責任）。第2条は営造物の設置管理の瑕疵により他人に損害を与えた場合（無過失責任）となります。

現在行っている地盤変動の調査もこのような内容を理解し、事前の現場調査が完了したところです。調査報告書を作成した後、該当する対象者の方に報告書の内容説明を行い、確認書類に署名・押印を受領し、調査報告書の完成です。

昨今、習慣として行われている文書への押印ですが、ペーパーレ

味については、土木学会のHPでは「土木(Civil Engineering)は『市民の為の工学』であるいは『市民の文明的暮らしの為に、人間らしい環境を整えていく仕事』を意味する言葉」と説明されています。土木が担当する構造物は道路、ダム、港湾、鉄道、浄水場などの社会資本であり、まさに市民のための工学であるといえます。社会資本は公共財でもあります。経済学において公共財とは「非排他性」もしくは「非競争性」を有する財と定義付けられています。「非排他性」とは、供給する際に特定の人を排除することができない性質をいいます。例えば、灯台を設置する時に灯台から放たれる

る灯火の利用を制限することはできません。このようなものは対価を徴収できないので国または地方公共団体等が供給するしかないものとなります。

「非競争性」とは、利用者の増加によって供給の費用が変わらない性質をいいます。例えば、灯台周辺の船舶航行量が増加しても、灯台の建設費は変わりません。このようなものは対価を支払えない人にも供給したほうがよいため、国または地方公共団体等が供給するのが望ましいとされます。

注意しなければならぬのは「非競争性」を持つテレビ放送を民間企業も行っているように、公共財ならば国または地方公共団体等が

ス化等の動きがあるなかで、業務における押印の必要性が問われています。民事訴訟法裁判になった場合、署名にはどの程度の法的効力があるのかが重要となります。法的効力が強い順に並び替えると①署名捺印②署名③記名押印④記名とされています。

このことから、①と②を意識し誠意をもって対応していくことをこの機にさらに思うこととなりました。

100年企業をめざして!
新日 新時代へ

供給しているという関係は成り立ちません。また、学校教育や介護サービスのような公共性が高いものであっても「非排除性」または「非競合性」を有しないことから公共財ではありません。

話が公共財となつてしまいましたが補償業務が社会資本を整備するための一分野であることを自覚し業務に従事していく所存です。

（H・Y）

す。よろしくお願い致します。



地役権設定とは

地役権設定と聞いて何を想像しますか？

とは、特定の土地の便益のために、他人の土地を利用していただけなく権利です。

当社が関わった業務は、高圧送電線下の安全確保のために地役権を設定する業務を行っています。送電線の場合、変電所等に電気を送るために送電線下の土地の空間を使用させていただく権利です。

公道と自分の土地の間

使用電圧	離隔距離
3.5万ボルト以下	3.0m以上
6.6万ボルト以下	3.6m以上
7.7万ボルト以下	3.75m以上
15.4万ボルト以下	4.8m以上

確保するために線下となる部分の土地について利用を一部制限させていただくことから、そのことに対し補償費をお支払いし「地役権」という権利を登記簿の乙区に登記させていただきます。

地役権を設定していても送電線の維持に支障となる行為を除いては、地表面は今までも変わりなくご使用いただけます（高さ制限はありません）。

地役権に関わりがあ

【要役地】便益を受ける
 地役権者の土地
 【承役地】便益を与える
 他人の土地
 ほとんどの場合隣り
 合った土地及び上下の
 位置関係になります。
 送電線の要役地は発
 電所や変電所、鉄塔が
 建っている土地となり
 ます。
 へどのように設定され
 るのか？
 【地役権の設定範囲】

地役権設定幅
(送電線幅)

L

L

例

電圧 = 7.7 万 V

L

【地役権時効】
土地の所有者同士の取り決めで設定します。（高圧線の場合送電線の存続期間中と記載される）

【地役権は相続人、土地譲渡者はどうなる】
地役権は所有権に付随する権利で相続や売買を行っても新しい所有者に引き継がれます。そのため、第三者に対抗するために登記が必要です。

地役権が設定された

土地の分筆登記は、分筆後、各土地に存在する地役権がある土地の範囲が登記されます。地番が2筆に分かれるので、地役権図面も2筆分必要になります。地役権が設定された土地の固定資産税は他者が使用していても固定資産税の納税義務はあります。

地役権に似た権利に地上権（民法265条）が

離隔距離(L)
- 3.75m以上

